

奈良県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年五月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	古山 佳勇	北葛城郡広陵町大字安部七四八
〃	古川 喜幸	〃
〃	古山 隆副	〃
〃	乾 善徳	〃
〃	久保 忠雄	〃
〃	巽 博司	〃
〃	上田 市夫	〃
〃	古山 功	〃
〃	寺田 惣一	〃
〃	巽 成元	〃
〃	吉川 正人	〃
〃	巽 寛行	〃
〃	乾 一明	〃
〃	林 博海	〃
〃	清水 弘	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	古山 佳勇	北葛城郡広陵町大字安部七四八
〃	古川 喜幸	〃
〃	古山 隆副	〃
〃	乾 善徳	〃
〃	久保 忠雄	〃
〃	巽 博司	〃
〃	上田 市夫	〃

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃
中森	清水	巽	吉川	巽	寺田	古山
正晃	弘	寛行	正人	成元	惣一	功

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
馬見南	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二一八	四一三	一四〇	八〇三	五五〇	五二五	五五二
一三三	一一	一一		一一	一一	